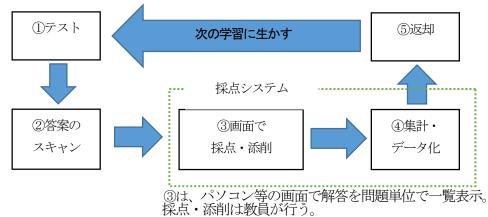
# デジタル採点システムの利用に係る仕様書

### 1 業務の目的

国の指針に基づき、教職員が正規の勤務時間外に在校等をする時間の上限方針を月45時間、年360時間と定めており、教職員の働き方や学校の業務の不断の見直しが必要である。

その中で、定期試験等の採点業務は、短期間に大量の採点を高い精度で実施しなければならず、 教員の負担が大きいため、教職員が生徒の答案をスキャンして読み取り、パソコン上で設問ごとに 生徒の解答を一覧表示して採点したり、採点結果を自動集計できる既存のアプリケーション又はク ラウド環境を全ての県立高等学校で利用することにより、業務の効率化を図るとともに負担を軽減 し、教職員の長時間勤務・多忙化解消を図るための一助とする。

### (デジタル採点システムを活用した事務の流れ)



#### 2 納入期限、利用期間

納入期限:令和3年8月31日(火)

受注者は、納入期限までに教職員用パソコン (Windows 8.1以上のバージョン) にデジタル採点 システムのアプリケーションをインストール、または、別表の県立高等学校の各学校からクラウド へのアクセスが可能な環境を整備するとともに、動作検証を行い、翌日から運用可能な状態でサー ビスを開始できること。また、操作マニュアルを64部納入すること。

アプリケーションの場合は、CD-R又はDVD-Rを別表の県立高等学校の各学校に1枚納入すること。なお、インストール作業は、各学校にて実施する。

利用期間:令和3年9月1日から1年間

### 3 契約金額の上限額

6,237,000円(消費税含む)

#### 4 納入場所(採点システム使用校)

岐阜県教育委員会(以下「甲」という。)によるデジタル採点システム導入事業を実施する県立高 等学校63校(別表のとおり)

### 5 採点システムの要件

- (1) システムの内容
  - ・別表の県立高等学校の全教職員が利用可能なライセンスを付与すること。
  - ・別表の県立高等学校の各学校が同時に利用することができ、かつ、各学校で複数の教職員が同時に利用できること。
  - ・上記2に掲げる利用期間中は、24時間利用できること。ただし、計画メンテナンス、緊急メンテナンス、定期保守の期間を除く。
  - ・解答用紙は、専用の用紙ではなく、既存のコピー用紙等の普通紙 (A3まで) が使用できること。
  - ・解答用紙のスキャン等を行い、取り込めること。
  - ・採点対象となる領域を設定できること。
  - ・スキャンする機器の指定がないこと。
  - 各問の配点設定ができること。
  - ・記述式問題は、パソコン等の画面において、解答を問題単位で一覧表示するなど、採点者の負担 軽減が図れること。
  - ・解答用紙に○、×のほか、部分点を付与する場合は△及びその点数を記載できること。
  - ・解答用紙にパソコン等のキーボード操作によりコメント、線を引く等の機能を有していること。
  - ・採点結果の集計が自動でできること。
  - ・出題した問題の分類や分野ごとに得点を自動集計できること。
  - ・生徒にスキャンした解答用紙を返却する際、○、×、△ (部分点数含む) のほか、採点時に記載したコメントや線等も印字されること。
  - ・生徒にスキャンした答案用紙を返却する際、合計点数のほか、分類や分野ごとの得点が印字されること。
  - ・生徒の名簿、出席者番号を基に、生徒の科目ごとの総得点、分類や分野ごとの得点等が記載されたデータをCSVファイルやエクセルファイル等、汎用性のあるファイルで出力できること。
  - ・採点後の集計データ出力先を任意の場所に指定できること。
  - ・採点後の答案用紙出力先を任意の場所に指定できること。

### (2) 保守·管理

- ・運用、操作に関する研修会等を実施し、採点システムを使用するにあたっての支援をすること。 研修会等の内容、資料準備については、あらかじめ甲と協議すること。
- ・研修資料の作成、印刷、配付を行うとともに、研修の講師を務めること。

対象者:別表の県立高等学校の各学校2名程度

開催時期:8月中旬から8月下旬

会場: 県が準備した場所(県内5圏域での開催を予定)

回数:5回

・学校でのトラブル等が発生した際に、電話、メール等により相談に応じることができること。 対応時間:平日午前9時30分から午後6時まで(ただし、祝日及び12月28日から1月3日までの期間を除く)

一次回答: 2 営業日以内

- ・システムに不具合が発生した際には、速やかに対応するとともに、バージョンアップの際には別表の県立高等学校の各学校のシステムを最新版にアップグレードすること。
- ・WEBサービスによる採点システムの場合は、ウイルス対策や不特定の者がアクセスできないよ

うアクセス制限機能を有すること。また、ネットワークへの侵入の探知、防止機能を有するほか、 ユーザー及び管理者等のログイン後のすべてのログを1か月以上保有すること。その他、システムが停止することがない仕組みが構築されているほか、定期的なバックアップ体制が整備されていること。

- (3) WEBサービスによる採点におけるハードウエア環境
  - ・データセンターおよびサーバ環境は、政府等のクラウドサービス対応セキュリティ基準(政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針(2021年(令和3年)3月30日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)で推奨の「ISO/IEC 27017による認証取得」「JASA クラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールドマーク」「米国 FedRAMP」のいずれか)を満たすパブリッククラウドサービスを利用すること。
  - ・24時間365日の利用を原則として、定期メンテナンス期間を除き、98%以上の可用性を確保できるハードウェア構成とすること。
  - ・プログラムのバージョンアップ等保守作業としての計画停止を行う場合は、1週間前までには発 注者へ通知すること。
  - ・サーバは毎日バックアップを行い、1週間程度データを保持していること。
  - ・障害の発生有無について、5分以内の間隔で監視していること。

### 6 その他留意事項

(1) 関係法令の遵守

受注者(以下「乙」という。)は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

乙は、乙が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。 ただし、業務を効率的に行うため必要と認めるときは、甲と協議のうえ、その一部を委託する ことができる。

(3) セキュリティ対策

乙は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

乙が本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号)及び知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成11年岐阜県規則第8号)及び別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取り扱いに十分注意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 守秘義務

乙は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし又は自己の利益のために利用 してはならない。また、本契約終了後も同様とする。

乙の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙が自己の責任において処理しなければならない。また、乙の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合についても、乙はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

(6) 甲は、デジタル採点システムの利用に要する経費(以下「契約費」という。)を負担するものとし、乙は、それ以外に要する経費を負担すること。なお、上記業務内容に要する費用はすべて契約費に含むこと。

(7) 乙は、本仕様書に定められた内容に対する疑義及び本仕様書に明示されていない事項については、甲と十分協議のうえ、適切に業務を遂行するものとする。

### 7 岐阜県が行う契約から暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく通報義務

- (1) 乙は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。
- (2) 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができない時は、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 8 契約不適合責任

- (1) 甲は、提供を受けたデジタル採点システムが種類、品質、数量その他契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、相当の期間を定めて、そのデジタル採点システムの修補、代替物の提供、不足分の提供その他契約の内容に適合するために必要な措置による履行の追完を請求することができるものとし、乙は、甲の請求に基づき、自己の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 前項の場合において、乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、甲が請求した方法と 異なる方法による履行の追完をすることができない。
- (3)(1)の規定による甲の請求に対し乙がその期間内に履行の追完をしないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- (4) 甲は、前項の規定による代金の減額請求をする場合において、乙が既に契約費の全部又は一部の支払を受け、その額が減額後の代金を超えるときは、減額の請求に代えて、乙にその超える額の返還を請求することができるものとする。この場合において、乙は、甲が請求する額を甲が指定する期間内に返還しなければならない。
- (5) 乙が前項の返還金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- (6) 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないと認められるデジタル採点システムを甲に提供した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内に乙に通知しないとき、又はその不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は(1)、(3)及び(4)の規定による請求をすることができない。ただし、乙が提供した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### 9 支払条件

- (1) 契約費について、乙は甲に対しデジタル採点システムの利用開始後、請求するものとする。
- (2) 甲は、契約内容の履行を確認し、前項の請求書を受理した場合は、その日から30日以内に乙の指定する金融機関の口座に契約費(消費税を含む。)を支払うものとする。

### 10 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

此户古然兴长	刑 1. 古体兴长
岐阜高等学校	郡上高等学校
岐阜北高等学校	武儀高等学校
長良高等学校	関有知高等学校
岐山高等学校	関高等学校
加納高等学校	加茂高等学校
羽島北高等学校	加茂農林高等学校
岐阜総合高等学校	八百津高等学校
岐阜城北高等学校	東濃高等学校
岐阜商業高等学校	東濃実業高等学校
岐南工業高等学校	可児高等学校
各務原高等学校	可児工業高等学校
各務原西高等学校	多治見高等学校
岐阜各務野高等学校	多治見北高等学校
本巣松陽高等学校	多治見工業高等学校
岐阜農林高等学校	瑞浪高等学校
山県高等学校	土岐広陵高等学校
羽島高等学校	土岐商業高等学校
岐阜工業高等学校	恵那高等学校
華陽フロンティア高等学校	恵那南高等学校
揖斐高等学校	恵那農業高等学校
池田高等学校	中津高等学校
大垣北高等学校	坂下高等学校
大垣南高等学校	中津商業高等学校
大垣東高等学校	中津川工業高等学校
大垣西高等学校	東濃フロンティア高等学校
大垣養老高等学校	益田清風高等学校
大垣商業高等学校	斐太高等学校
大垣工業高等学校	飛騨高山高等学校
大垣桜高等学校	高山工業高等学校
不破高等学校	吉城高等学校
海津明誠高等学校	飛騨神岡高等学校
郡上北高等学校	